

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、  
休むが  
たき  
日と  
する  
の  
翌  
日)

## 目 次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

保険医療機関等の指定

鶏等の移入を禁止する区域の指定

国有財産の用途廃止(三件)

### ◇ 公安規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### ◇ 正 誤

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
家 森 薬 局	東伯郡赤碕町赤碕二一四九	昭和四十八年八月十五日
庄司医院分院	鳥取市湖山町下外浜 一三〇七の四	九月一日
井田内科医院	境港市小篠津町八九八	"

### 鳥取県告示第六百六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
庄司医院分院	鳥取市湖山町下外浜 一三〇七の四	全国	昭和四十八年九月一日
井田内科医院	境港市小篠津八九八	"	"

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六の四	昭和四十八年八月十八日
松田医院	〃 新町三丁目 一、一七八	〃 〃 十五日
足立医院	東伯郡羽合町久留 一四二の四	〃 〃 十八日
仲村医院	西伯郡岸本町大敷 一〇八六	〃 〃 十五日
家森薬局	東伯郡赤碓町赤碓 一四九	〃 〃

鳥取県告示第六百七十一号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

徳島県鳴門市

鳥取県告示第六百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十七日から用途廃止した。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面)積 (平方メートル)	用途
西伯郡日吉津村大字富吉一	一六番五地から同村大字富吉一七番五地まで	二六九・八五	宅地
西伯郡日吉津村大字富吉一	一七番五地先	一三・八〇	道路敷
西伯郡日吉津村大字富吉一	一九番二地先	一一・〇〇	水路敷
西伯郡日吉津村大字富吉一	一五番地先から同地村大字富吉一二〇番二地先まで	四五・五〇	水路敷
同伯郡日吉津村大字富吉一	一五番地先から同村大字富吉一二〇番二地先まで	四五・五〇	道路敷
西伯郡日吉津村大字富吉一	一五番地先から同村大字富吉一二〇番二地先まで	二二七・八九	水路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二七	二七番二地先	一〇・五〇	堤塘敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二七	二七番二地先	七・八〇	水路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二七	二七番二地先から同村大字日吉津二六八番二地先まで	三四〇・五四	宅地
西伯郡日吉津村大字日吉津二六	二六八番二地先	一四・六〇	道路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五	二五番三地先	九・五二	水路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五	二五番三地先から同村大字日吉津二五〇番二地先まで	三二七・七八	宅地

鳥取県告示第六百七十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡日吉津村大字日吉津二五〇番二地先	八・八四	道路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五五番五地先から同村大字日吉津二五四番四地先まで	九・六六	水路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五五番五地	七一・二三	宅地
西伯郡日吉津村大字日吉津二五四番四地	二四・九九	宅地
西伯郡日吉津村大字日吉津二五五番四地	二二九・五七	宅地
西伯郡日吉津村大字日吉津二五四番三地	〇・四三	宅地
西伯郡日吉津村大字日吉津二五五番四地先	一一・一〇	道路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五七番二地先	一一・一〇	水路敷
西伯郡日吉津村大字日吉津二五七番二地から同村大字日吉津二五八番三地まで	一三二・八二	宅地
西伯郡日吉津村大字吉一 一九番二地から同村大字吉一 二〇番二地まで	二七八・九〇	宅地

西伯郡岸本町大殿字荒神下一五七二番二地先から同町大殿字荒神下一五六八番六地先まで	五〇・〇四	水路敷
西伯郡岸本町大殿字荒神下一五六八番一 地先から同町大殿字荒神下一五六九番一 地先まで	六七・三四	水路敷
西伯郡岸本町大殿字荒神下一五六八番六地先	三三・二九	堤塘敷

鳥取県告示第六百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡岸本町大殿字北シヤリカキ七〇七番八地先から同町大殿字北シヤリカキ七〇七番地先まで	四一・六六	水路敷
---	-------	-----

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「提出する書類は」の下に「次項に定めるものを除き」を加え、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 運転免許試験（以下「免許試験」という。）に係る申請書は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。

免許の種類	機 関
大型自動車免許、普通自動車免許、自動二輪車免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許	鳥取県自動車運転免許試験場 ただし、法第九十七条第一項第一号に掲げる事項についてのみの免許試験については、警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署
大型特殊自動車免許、牽引免許、大型特殊自動車第二種免許及び牽引第二種免許	鳥取県自動車運転免許試験場
小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許及び仮免許	警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署

第十条の三中「第九条の三第二号」を「第九条の五第二号」に改める。  
 第十四条中「条件を付された者」の下に「（施行規則第十八条の二に規定する者を除く。）」を加える。

第十五条中「運転免許試験（以下「免許試験」という。）」を「免許試験」に改め、同条の表中「当該試験を受ける者の住所を管轄する警察署」を「鳥取県警察本部、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署」に改める。

第二十一条第一項中「第三十八条第一項第一号」を「第三十八条第三項第一号」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年十月一日から施行する。

正 誤

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令（昭和四十八年九月鳥取県教育委員会訓令第二号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 八 上 九 課長補住 課長補佐